

## 練馬区役所に「遠隔手話通訳サービス」の提供開始

### それぞれの聴こえに合わせたコミュニケーション方法の選択へ

株式会社プラスヴォイス（本社:宮城県仙台市、代表取締役:三浦 宏之、以下:当社）は、練馬区（東京都）から業務の委託を受け、2022年10月1日より、耳の聞こえないお客様を対象とした「遠隔手話通訳サービス」の提供を開始いたしました。

練馬区では、令和4年6月に「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を制定し、10月1日より、耳が聞こえない人が練馬区内においてタブレット端末で手話通訳が利用できる「遠隔手話通訳サービス」を開始しました。

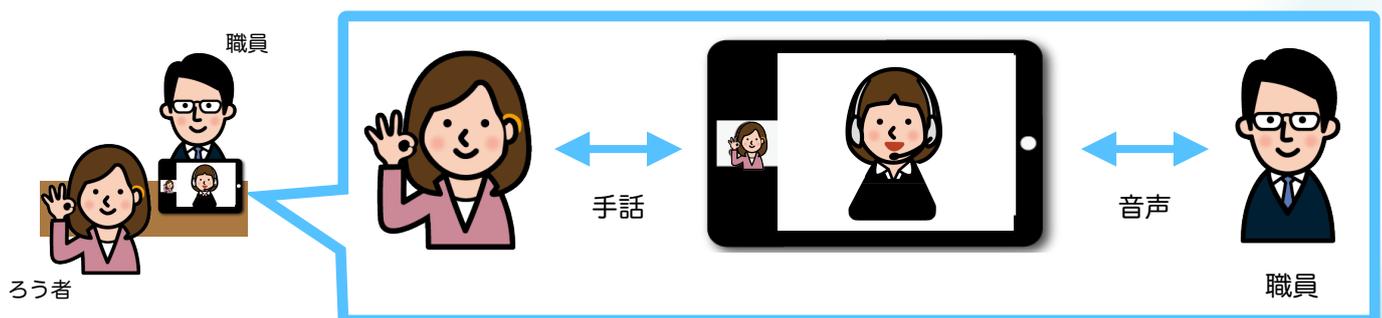
練馬区が所有するタブレット端末の画面上から「遠隔手話通訳」の他に、「筆談（UD手書き）」「音声認識（UDトーク）」をつかうことができるため、それぞれの聞こえ方に合わせてコミュニケーション方法をタブレット端末上で選択、ご利用いただくことが可能です。これにより、ろう者、難聴者、中途失聴者への合理的配慮の提供につながり、コミュニケーションバリアを解消することが可能になります。

当社は、今後も耳の聞こえないお客様のニーズやご期待に応えるべく、お客様の立場に立って不便さを想像し、誰もがあたりまえに暮らしやすい社会を目指します。そして、お客様と企業に対して、利便性と安全性を備えた良質な通訳サービスを提供していくことに努めてまいります。

- ◆利用開始日：2022年 10月1日
- ◆利用可能対象者：区役所また区の保健相談所に訪問した聴覚または発声機能に障害のある方
- ◆利用可能場所：
  - (1)練馬区役所
  - (2)総合福祉事務所（練馬・光が丘・石神井・大泉）
  - (3)保健相談所（豊玉・北・光が丘・石神井・大泉・関）
  - (4)区民事務所（練馬・光が丘・石神井・大泉・早宮・関）



### 〈練馬区遠隔手話通訳サービスのご利用イメージ〉



### ■練馬区プレスリリース

「～聴覚障害のある方等に窓口を安心してご利用いただくため～ 窓口での遠隔手話通訳を開始します」  
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/r4/r409/20220930.files/20220930.pdf>

お問い合わせ先

株式会社 プラスヴォイス

コンサルティング事業部 担当：小松

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1丁目8-14 仙台協立第2ビル8F-1  
 TEL：022-723-1261 FAX：022-723-1262 MAIL：consulting@plusvoice.co.jp